住所　富山市下奥井１丁目20番１号
付小軍　昭和45年８月１日生
住所　愛知県小牧市光ケ丘２丁目69番地６
韓明誠　昭和60年９月12日生
住所　大阪市淀川区田川２丁目９番33号
姜泰一　昭和49年３月12日生
住所　大阪府泉大津市我孫子２丁目２番３―９号
安友之　昭和51年２月26日生
住所　大阪府枚方市楠葉中之芝１丁目19番20号
金早苗　昭和51年８月30日生
住所　名古屋市中川区法華西町190番地
金正一　昭和55年11月３日生
住所　大阪市港区波除２丁目２番32―604号
玄エリ子　昭和32年９月27日生
住所　大阪府寝屋川市桜木町21番35号
金順伊　昭和８年２月17日生
住所　長崎市出来大工町27番地
劉美成　昭和50年６月25日生
住所　長崎市大園町11番11―405号
閻秋林　昭和44年10月11日生
肖淑清　昭和46年５月21日生
閻亮　昭和61年10月２日生
閻美慧　平成９年４月15日生
住所　東京都大田区下丸子２丁目13番２―1414号
金留美　昭和38年４月28日生
住所　東京都武蔵村山市大南３丁目53番地３
ライース・アケミ・ホンマ・トレス　平成12年10月10日生
リーヴィア・ハルミ・ホンマ・トレス　平成14年11月30日生
住所　東京都八王子市諏訪町307番地１
金賢宇　昭和54年４月４日生
住所　山口県光市上島田２丁目18番６号
徐幸佳　昭和59年12月26日生
住所　山口県光市上島田２丁目18番６号
徐充晴　昭和61年９月29日生
住所　東京都杉並区西荻北２丁目５番23号
梁佳順　昭和38年８月16日生
住所　東京都豊島区駒込１丁目３番５号
李初代　昭和25年８月26日生
住所　東京都板橋区高島平２丁目32番１―717号
陳佳亮　昭和52年３月２日生
住所　香川県高松市屋島東町62番地１
朴鍾国　昭和14年８月18日生
李春子　昭和15年11月28日生
住所　山口県光市上島田２丁目12番７号
金史泰　昭和58年３月２日生
住所　広島市安佐北区あさひが丘９丁目16番18号
羅洙子　昭和19年11月８日生
住所　広島市西区己斐中１丁目12番39―102号
ビン・ムハシェン・ユーセフ・ムバラック・サーレム　昭和54年９月７日生
住所　広島市東区二葉の里２丁目８番14号
鄭寛智　昭和49年11月16日生
住所　広島県福山市御幸町大字上岩成421番地２
裴錫林　昭和16年３月８日生
金春子　昭和19年２月６日生
住所　大分県豊後高田市来縄2549番地１
張輝子　昭和29年12月19日生
住所　鹿児島県大島郡宇検村大字芦検711番地
アリセ・アキエ・クニ・タカハシ　昭和31年７月13日生
住所　千葉県船橋市緑台２丁目９番２―503号
劉寧　昭和56年６月26日生
住所　埼玉県入間郡三芳町みよし台２番地
余澔　昭和39年１月19日生
住所　群馬県伊勢崎市今泉町１丁目1151番地４
ジョアニ・マリエル・ヒガ・ヤマシロ　昭和61年12月30日生
住所　岐阜市大福町５丁目13番地１
劉威良　平成３年８月２日生
住所　福岡市東区西戸崎２丁目１番30―601号
金裕美　昭和55年５月19日生
住所　横浜市南区大岡３丁目５番21号
金建志　昭和44年５月22日生
梁惠美　昭和45年９月２日生
金明正　平成14年10月２日生
金尚晃　平成21年２月21日生
住所　広島県東広島市西条町助実1182番地１
金栄志　昭和43年１月22日生
権政美　昭和46年10月９日生
金千鶴　平成11年５月29日生
金大鉄　平成13年７月５日生
金三鶴　平成17年５月27日生
住所　横浜市港南区芹が谷５丁目35番38号
金雅子　昭和45年３月20日生
住所　横浜市港北区樽町１丁目12番33号
張巍　平成２年３月31日生
住所　島根県出雲市里方町1147番地
柳幸枝　昭和57年12月17日生
住所　福岡県糟屋郡新宮町大字新宮22番地
趙貴子　昭和61年８月６日生

○外務省告示第百八十九号

平成二十五年五月十四日に東京で、ロームジボワール共和国における「ロハスビレッジ」参加型森林回復計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際熱帯木材機関との間に行われた。

概要

1　援助の目的及び内容　ロハスビレッジ参加型森林回復計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　一億八千三百万円
3　署名者
日　本　側　阿部俊子外務大臣政務官
国際熱帯木材機関側　エマヌエル・ゼ・メカ事務局長

平成二十五年五月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

○国税庁告示第五号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、国税庁の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金でするとができる事務所を定める件（平成十三年国税庁告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月二十七日

国税庁長官　稲垣　光隆

○厚生労働省告示第百八十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、地方厚生局長及び四国厚生支局長が行う補助金等の交付に関する事務（平成十六年厚生労働省告示第二百四十一号）の一部を次のように改正し、平成二十五年度の予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用するとしたので、同条第四項の規定に基づき告示する。ただし、平成二十四年度以前の年度の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

平成二十五年五月二十七日

厚生労働大臣　田村　憲久

表中補助金等の名称の欄を次のように改める。

補助金等の名称
（項）　感染症対策費
（目）　結核医療費補助金
（目）　結核療養諸費補助金
（目）　結核医療費負担金
（項）　地域保健対策費
（目）　保健衛生施設等設備整備費補助金（日本赤十字社及び公益財団法人結核予防会に係るものを除く。）
（項）　保健衛生施設整備費
（目）　保健衛生施設等施設整備費補助金（公益財団法人結核予防会及び公益財団法人放射線影響研究所に係るものを除く。）
（目）　保健衛生施設等災害復旧費補助金（公益財団法人結核予防会及び公益財団法人放射線影響研究所に係るものを除く。）
（項）　社会保障等復興政策費
（目）　保健衛生施設等設備災害復旧費補助金
（項）　社会保障等復興事業費
（目）　保健衛生施設等災害復旧費補助金

横須賀税務署の項中「上町三丁目１番地」を「新港町１番地八」に改め、厚木税務署の項中「水引一丁目十番七号」を「岡田三千五十番地」に改める。

○国税庁告示第六号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第二号の規定に基づき、国税庁の保有する個人情報の開示請求に係る手数料の納付を事務所において現金でするとができる事務所を定める件（平成十七年国税庁告示第八号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月二十七日

国税庁長官　稲垣　光隆

横須賀税務署の項中「上町三丁目１番地」を「新港町１番地八」に改め、厚木税務署の項中「水引一丁目十番七号」を「岡田三千五十番地」に改める。